

## 順番通りにはいかない

「姉は私より 8 つも歳上で、もう 90 を超えているのよ」と笑いながらおっしゃった未婚で子供のいない T 江さん（83）は、とてもお元気で頭脳明晰、判断力の衰えはまったくない状況でした。T 江さんが所有するタワマンの一室で T 江さんと一緒に暮らしている姉の M 子さん（91）は、子どものいないご夫婦でしたが、もう 20 年以上前に夫に先立たれ、少しずつ年相応の理解力・判断力の衰えが見え始めていました。



T 江さんは、資産家だった両親の面倒をすべて見て看取ったことから、両親から多くの財産を相続した一方で、M 子さんは浪費家だった夫が借金を残して亡くなり資産はほとんどありません。しかし「姉の面倒はすべて私が見て、姉のことは私が看取る」と、T 江さんは M 子さんの経済的な面もすべて負担するつもりでいました。

この姉妹には、T 江さんの兄であり M 子さんの弟にあたる N 男さんがいました。姉妹と N 男さんは、両親の介護やお墓をめぐって激しく仲違いをし、音信不通の状態です。

そんな愛情豊かで責任感の強い T 江さんは、既にとある専門家の勧めにより公正証書遺言を作成していました。その内容は、所有するタワマンの一室を含めたすべての財産を、両親、M 子さん、そして最後に T 江さん自身が入る予定のお墓の永代供養をしてもらうお寺に寄附するというものでした。N 男さんが先に亡くなったとしても、その息子であり、T 江さんの法定相続人となる甥には、一切財産を相続させたくないという思いでした。

この遺言の内容には、大きな問題があります。万が一、急な事故や病気で T 江さんが姉の M 子さんよりも先に亡くなったときに、もともと金融資産をほとんど持ち合わせていない M 子さんが一切相続することができず、住む家もなくなってしまう内容になっているのです。きょうだいには遺留分もありませんから、M 子さんが相続できる手立てはありません。T 江さんが専門家の勧めで作成していた遺言には、こんな落とし穴があったのです。

そこで冒頭の T 江さんの発言です。もちろん、8 歳も歳が離れている姉が先に亡くなる可能性はそれほど高くなく、年齢の順番通りに事が運べば、T 江さんが想定していたシナリオ通りに進んでいったことでしょう。

T 江さんは、OAG ウェルビーR との契約をご検討される中で、担当者の指摘によって万が一のリスクに気が付き、まずはすべての財産を姉の M 子さんに相続させ、順番通りに M 子さんが先に亡くなっていたらお寺にすべて寄附をするという内容の遺言に書き換える準備を進め、OAG ウェルビーR との契約を含め公証役場の予約まで済ませました。

ところが、遺言書の書き換え予約日の 10 日前に、T 江さんがご自宅で突然死しました。姉の M 子さんを残して。今後、M 子さんが生活を維持できるのか、心配でたまりません。

人生は決して順番通りにいくとは限りません。メインシナリオとともに、リスクシナリオを想定して備えておくことが大切です。